

2022年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃から住民のくらし福祉の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナ「第7波」の新規感染は、これまでに経験したことのない爆発的な拡大が起こっており、国民は感染への不安や経済の落ち込み、行動自粛や生活困窮など深刻な事態となっています。さらに、昨今の物価高騰は、「年金は下がり」「賃金が上がらない」日本の国民生活に追い打ちをかけています。

また、ロシアの国連憲章違反のウクライナ侵攻後、残虐な戦争行為の中止、紛争解決は憲法9条に基づく平和外交で解決を求める世論が広まっています。

しかし、6月7日閣議決定された2022年「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)は、物価上昇や企業成長を重視するアベノミクスを踏襲した上、更に5年以内の防衛予算倍増を念頭に「防衛力を抜本的に強化する」方針を打ち出しました。国民が切実に求める賃金増ではなく、資産所得倍増として国民の預貯金を元本割れリスクをはらむ資産運用などに投げ込むよう促しています。

医療・社会保障についても、病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化等様々な負担増を盛り込んだ「改革工程表」を継承し、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の下、医療・社会保障の脆さが露呈していますが、医療・社会保障抑制を続ける方針です。防衛費増加と社会保障予算の縮小で国民には多大は負担増となり、国民生活の改善・向上には繋がりません。

地域住民の命とくらしを守る自治体におかれましては、住民生活の実態と要望から対策を講じていただきますよう、以下の要望事項を提出いたします。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1、安心できる介護保障

##### ★(1)介護保険料・利用料など

①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

⇒低所得段階の軽減については、軽減拡大分で対応がされています。今後の給付費の増大など方向性の中で、引き上げの抑制に努めていきます。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とし

た既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。

⇒現時点では国の示す形での軽減制度での運用を考えています。

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

⇒保険料を多段階化し高齢者への幅広い設定を行っていることで低所得者の負担軽減に努めています。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

⇒上記による軽減制度での負担軽減としています。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

⇒独自での補助制度は今のところ考えていません。

## ★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

⇒要支援者への現行サービスについては、ケアマネが利用者本人にあった適切なサービスを選択し提供につなげることとなりますので、目標の押しつけや一方的な打ち切りは行っていません。

③福祉用具の貸与は、「例外給付」の仕組みを活用し、要介護度にかかわらずケアマネジャーの判断で利用できるよう手続きを簡単にしてください。

⇒現在は、ケアプランの確認とサービス担当者会議の議事録、主治医の意見聴取内容を参考にしながら判断しております。

④多くの高齢者が参加できるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させてください。その際、総合事業を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。

⇒一人でも多くの高齢者に参加していただけるよう、地域の特性を生かした特色のある通いの場の創出を目指し、今後も充実に努めていきます。

## (3)基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

⇒保険料に直結することでもありますので、利用者ニーズを把握しながら必要なサービス量を計画してまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

⇒状況に応じて特例的に入所を可能とする制度であることから、広報を行う予定はありません。

## (4)高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

⇒職員や講師の派遣、または講師料の補助などを継続し、地域との協働で進めてまいります。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

⇒住宅改修、福祉用具は現在実施しておりますが、高額介護サービス費の受領委任払いは、今のところ考えておりません。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

⇒他団体の状況を踏まえて研究していきます。

## ★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

⇒現在のところは独自の施策は考えていません。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

⇒グループホームにおいて夜間を通じて1以上の配置を求めています。労基法による規定時間超過に対する休憩時間を与えることは人員基準を満たすこととされています。(老計発033100号)

## ★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

⇒障がい者控除対象者の認定にあたっては、福祉事務所長により行うこととなりますが、軽度認定者については基準に達していない場合もあり全要介護認定者を対象とすることはできないと考えています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

⇒平成27年度より判定による認定書の発送を行っております。

## 2. 国保の改善

### ★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

⇒国保財政の健全化を図り将来にわたって国民皆保険を維持するために、保険税率等は計画的に見直しております。

保険税の納税が困難な方には、その理由により減免(条例)制度や、軽減制度(法定軽減、非自発離職者に対する軽減など)がありますので、そちらを活用していただいております。

### ★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。

⇒現在、条例で定める減免制度以上の拡充は考えておりません。

②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。

⇒現在施行されている未就学児の均等割5割軽減のほかは、市単独では考えておりません。

③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。

⇒新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした減免は、国の基準で行っており、国の基準を超えた減免は考えておりません。

また、既存の減免要件の拡充は考えておりません。

### (3) 傷病手当金

①新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。

⇒市単独では考えておりません。

②新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

⇒市単独では考えておりません。

### ★(4) 資格証明書・短期保険証・差押え

①資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

⇒本市では、資格者証は発行しておりません。

また、一定の基準以上の保険税滞納のある世帯には、今後も短期保険証の交付で対応します。

②保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

⇒納税相談を通じて生活実態を把握しております。地方税法に基づき、執行停止及び不納欠損処理を行っております。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

⇒国税徴収法に基づき、禁止額を算定し給与等の差押を行っています。

### (5) 一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

⇒現行の基準(国基準)を拡充する予定は今のところありません。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

⇒該当の方には個別に相談に応じます。

### (6) 高額療養費の申請手続を簡素化

①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

⇒2022年10月申請分から支給申請手続きの簡素化を実施します。

## 3. 税の徴収、滞納問題への対応

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

⇒国税徴収法の規定を用い、細心の注意をして進めており、納税相談を通じて事情を把握したうえで対応を行っております。まずは、納税相談をご活用ください。

#### 4. 生活保護・生活困窮者支援

##### (1)生活保護制度

①生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

⇒生活保護申請が必要な相談者に対しては、相談内容を入力したシステムから申請書を出力してお渡ししています。申請書は速やかに受理しており、受付した本市にて対応しています。

★②生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

⇒相談来庁者に対しては、まず「豊明市生活困窮者自立相談センターよりそい」で相談を受けています。その後、必要であれば福祉事務所で生活保護申請書及びしおりをお渡しして、申請を受理しています。

★③扶養照会は、厚労省通知を厳格に守り、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

⇒令和3年2月26日付「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について(通知)及び「生活保護問答集について」の一部改正について(事務連絡)により、扶養義務照会の改正通知がありましたので、通知内容を運用しています。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

⇒住居のない人への生活困窮相談を、「豊明市生活困窮者自立相談センターよりそい」で受けています。寮付きの会社及び施設等を紹介して、居宅生活できるよう支援します。

★⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

⇒国の方針に基づき、エアコンが必要と思われる世帯からの申請を受けた場合は、適時適切にエアコン設置を援助します。

⑥窓口での対応・相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

⇒必要に応じて正規職員増加を人事担当課へ要望いたします。担当者を全国研修会や他市との研究会等へ出席させて、日々研鑽に努めています。外部委託化は未定です。

⑦単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

⇒必要に応じて女性職員配置を人事担当課へ要望いたします。

## (2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

⇒生活困窮相談を、「豊明市生活困窮者自立相談センターよりそい」で受けています。関係機関とは、必要に応じて支援調整会議で連携しています。

②住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は専門職を配置してください。

⇒住居確保給付金の相談を、「豊明市生活困窮者自立相談センターよりそい」で受けています。相談者数が増加した場合には、委託先へ応援職員を要請して対応しています。

③生活困窮者自立支援金の要件を緩和し、給付による支援策を拡充した新たな支援制度を設けてください。

⇒豊明市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱に基づき、申請者に対して給付を実施しています。

④生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。

⇒生活福祉資金の特例貸付は、豊明市社会福祉協議会を通じて愛知県社会福祉協議会で申請を受けています。返済猶予の延長及び償還免除の申請については、ホームページ等で案内されております。

## 5. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

⇒令和4年10月1日より、入院にかかる子ども医療費助成対象年齢を現行の「15歳年度末まで」から「18歳年度末まで」に拡大します。その他については、現行制度で県の平均的な水準は満たしているものと判断しており、現状以上の拡大、または縮小は考えておりません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

⇒本市の子ども医療費助成制度では、15歳年度末まで入・通院とも現物給付としています。上述のとおり、令和4年10月1日より、入院について18歳年度末まで拡大しますが、拡大部分(16～18歳)は申請による償還払いです。これを現物給付化することや通院の対象年齢拡大、入院時食事療養の標準負担額の助成は、今のところ予定しておりません。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

⇒本市では既に、手帳を所持していない自立支援医療(精神通院)も現物給付にて助成を行っています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料にしてください。

⇒今のところは考えておりません。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

⇒今のところは考えておりません。

## 6. 子育て支援

### (1) 子どもの貧困対策計画の策定・推進

①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

⇒子どもの貧困調査実施後、年2回関係機関が出席し、「子どもの貧困対策施策連絡調整会議」を開催しています。会議では今後の計画策定を協議していく予定です。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

⇒現状では、自立支援計画の策定までには至っておりませんが、児童扶養手当の現況届時の対面での聞き取り調査などの機会に、ひとり親世帯等の置かれている環境や支援施策の利用意向を確認し、必要な支援につなげられるよう努めています。

③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

⇒生活困窮者学習等支援事業「かけはし」で、生活困窮世帯に対して学習等支援や居場所づくりの支援を実施しています。委託業者により小学4年生から中学3年生までの該当世帯児童生徒に、毎週1回全教科対応して実施しています。

また、教育委員会では現在、塾に通っていない中学生を対象に基礎的な学力向上を図るため「どよう塾」を開設しています。教科は、数学と英語で毎月2回程度土曜日の午後に公共施設を利用して開催しています

「こども食堂」を実施している豊明市社会福祉協議会や民間事業者に対して、地域福祉課としてできる支援を実施します。

### (2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

⇒昨年度より、対象を生活保護基準額の1.5倍以下の世帯に拡大しました。生活保護基準額が減額されても、影響を受けないように対応しています。また、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費、卒業アルバム代等も援助の対象としています。今後も、オンライン学習が本格的に実施されれば、その実情を踏まえて支給内容を拡充していきます。周知については、入学式に保護者向けに周知するとともに、本市ホームページと広報にて周知に努めています。本年度も、新型コロナウイルス感染拡大等の影響を受けた世帯に向けて、期日を決めず随時受付を行っています。今後も一層周知に努めていきます。入学準備金の入学前支給についても、受給者の立場に立った支給を行っています。

### ★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。

⇒給食費の無償化については、財源確保の問題もあり、現時点では検討していませんが、子育て世帯への経済的な支援策として、2022年9月より当面の間、1食あたり40円減額しています。事情により支払いができない場合については、一律の対応ではなく、きめ細やかに対応していきます。今後についても、食材料費の高騰分については、公費で負担していき、給食の質の維持に努めていきます。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。

⇒市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯の子どもを対象に、給食費の減免をしています。

### (4)保育施策の抜本的拡充

★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

⇒施設を私立化する効果といたしましては、私立保育所ならではの保育の実施が可能となることに加え、延長保育の実施、一時保育の拡充により柔軟で新たな保育事業への取り組みの展開が期待でき、サービスの拡充が図れることを挙げるすることができます。また、市立施設の現状を見たときに老朽化は確実に進んでおり、この対応として、私立施設は交付金制度として支援され、整備に要する経費の確保が容易であることがあります。

このほか、施設管理を含めて法人の運営となるため、柔軟な事業運営が可能であるとともに施設の改修や維持管理に対しても法人の自主性を尊重できることを挙げることもできます。

こうしたことを踏まえ、民でできることは民に、という考え方のもと、積極的に民間の力を活用しようとするものであります。

★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

⇒ただ単に、認可保育所の整備・増設を行うのではなく、子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を踏まえたうえで、認可外保育施設のあり方を含めて施設整備の有無を判断すべきものであると捉えております。

なお、市内の認可外保育施設においては、県からの権限の委譲により実施している指導監査において、おおむね県の定める基準を満たしていることは確認しております。

③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

⇒市内には、企業主導型保育事業による保育施設がありません。

④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

⇒保育士の配置や保育室の面積にかかる基準は国・県に準じているもので、豊明市における公私間の格差はありません。



#### (4) 保育施策の抜本的拡充

##### ★① 公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

⇒ 施設を私立化する効果といたしましては、私立保育所ならではの保育の実施が可能となることに加え、延長保育の実施、一時保育の拡充により柔軟で新たな保育事業への取り組みの展開が期待でき、サービスの拡充が図れることを挙げるすることができます。また、市立施設の現状を見たときに老朽化は確実に進んでおり、この対応として、私立施設は交付金制度として支援され、整備に要する経費の確保が容易であることがあります。

このほか、施設管理を含めて法人の運営となるため、柔軟な事業運営が可能であるとともに施設の改修や維持管理に対しても法人の自主性を尊重できることを挙げることもできます。

こうしたことを踏まえ、民でできることは民に、という考え方のもと、積極的に民間の力を活用しようとするものであります。

##### ★② 認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための具体的な施策を実施してください。

⇒ ただ単に、認可保育所の整備・増設を行うのではなく、子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を踏まえ、認可外保育施設のあり方を含めて施設整備の有無を判断すべきものであると捉えております。

なお、市内の認可外保育施設においては、県からの権限の委譲により実施している指導監査において、おおむね県の定める基準を満たしていることは確認しております。

##### ③ 企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

⇒ 市内には、企業主導型保育事業による保育施設がありません。

##### ④ 保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

⇒ 保育士の配置や保育室の面積にかかる基準は国・県に準じているもので、豊明市における公私間の格差はありません。

#### 7. 障害者・児施策

##### ★(1) グループホーム・入所施設の拡充

① 障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で複数配置できるように補助してください。

⇒ グループホームの拡充は、優先課題として認識しており、グループホームにつきましては、近年、増加傾向にあります。豊明市障害者地域自立支援協議会を主体として、市内の関係団体や事業所と連携をとりながら、安心して生活できる体制の整備について引き続き取り組んでまいります。

② 地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。

⇒ 豊明市では、相談支援と緊急時の短期入所に比重を置いた地域生活支援拠点を令和3年4月1日より整備しています。拠点の事業を担う事業所として、相談支援に関しては基幹相談支援センター・フィットを、そして緊急時の短期入所及び体験の場の提供に関し

ては障害者支援施設ゆたか苑を登録しています。今後は、サービス未利用者の実態把握を重点的に行い、サービス未利用者の緊急時における入所体制を整備する予定です。

③ヤングケアラーとなっている家族の実態調査を行ってください。

⇒地域生活支援拠点の重点課題として、サービス未利用者の実態把握を掲げており、基幹相談支援センター・フィットを中心に、各未利用者の家庭に対する調査を行います。その過程で、障害者の介護者・介助者の把握も聞き取り、各家庭のニーズに応じた福祉制度へと繋げていく予定です。

## (2)障害福祉サービスの支給時間

①暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

⇒相談支援専門員や市職員が、障害者や障害児の家族からニーズを聞き取り、必要に応じたサービスを提供しています。外出時の移動をサポートする移動支援事業に関しても、公共施設や病院といった社会利用や映画館やショッピングモールといった余暇利用においても利用を認めています。

## (3)障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費

①障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

⇒サービスの利用料については、障害者総合支援法で定まった基準に従い実施いたします。給食費については、低所得者は食事提供加算の対象になるため、そちらで補助を行っている考えです。

②障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。配偶者も対象から除くようにしてください。

⇒サービスの利用料については、障害者総合支援法で基準が定められております。それとは別の基準を設ける予定は現時点ではありません。

## ★(4)65歳以上障害者等についての「介護保険利用優先」問題

①40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

⇒サービスの内容や機能から、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則的には介護保険サービスの利用が優先されます。しかし、障がい者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は様々であり、一概に判断することはできません。したがって、サービスの利用に関する利用意向を聴き取りしながら、本人の必要としている支援内容について、介護保険サービスを優先すべきかを含め、適切に判断していきたいと考えています。

## (5)障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成

①独自の人材確保の施策をすすめてください。

⇒豊明市障害者地域自立支援協議会を主体として、市内の関係団体や事業所と連携をとりながら協議を行い、人材が不足しているサービス事業に対して必要な人材確保ができるよう引き続き取り組んでまいります。

②地域生活支援事業の単価を引き上げてください。

⇒現状は考えておりませんが、関連する諸制度の単価の動向や、周辺自治体の状況など、総合的に勘案し、必要に応じて対応を行います。

③福祉・介護職員の資質向上に独自に取り組んでください。

⇒相談支援員に関しては、基幹相談支援センター・フィットへ委託して各事業所の職員の資質向上への取り組みを行っております。また、豊明市障害者自立支援協議会が主体と

なり、市内事業所向けの障害者虐待に関する研修を行っております。今後も引き続き、各福祉・介護職員の資質向上に繋がる取り組みを行ってまいります。

## (6) 災害時の障害者・児の避難対策

- ①福祉避難所を、障害者・児および地域の福祉的な支援が必要な人(高齢者や妊婦など)が避難できるようにしてください。  
⇒避難行動要支援者名簿を整備しており、市内自治防災組織の障害者・高齢者に対する個別避難計画作成を補助しております。個別避難計画には、障害者・高齢者ごとに必要な配慮や避難時にどのような支援が必要かが盛り込まれており、有事の際に活用できるよう目指しています。
- ②災害時に障害者・児が地域での避難が遅れないように、障害当事者や関係団体が、防災計画を相談する会議に参加することや、防災訓練を地域住民と共同で行うことを促進するなど、障害者・児が置き去りにならないように市町村として取り組みをすすめてください。  
⇒防災防犯係と連動して、防災計画へ障害当事者の意見が反映できるよう、また、防災訓練に障害当事者が参加して有事に備えられるよう取り組みを進めていきます。

## 8. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。  
⇒带状疱疹ワクチンは、国の定期化の動向や他市町の助成事業の動向を注視していきます。インフルエンザワクチンに関しては、令和2年度より中学3年生を対象に助成を開始しています。また、おたふくかぜワクチンについては令和4年度より2回の助成を開始し、子育て世代の健康増進と経済的負担の軽減に努めています。
- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。  
⇒一部負担の引き下げや任意予防接種事業の実施については予定しておりません。

## 9. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。  
⇒産婦健診は、平成30年度より2回助成を開始しています。今後も産婦人科など医療機関と連携し必要な支援につなげていきたいと思っております。
- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。  
⇒現在、妊産婦健診として妊婦・産婦で1回の助成を実施しています。母子手帳交付時には、妊産婦歯科健診受診券利用について説明とともに、妊婦の健康管理として歯科口腔の大切さをお伝えしています。
- ③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。  
⇒歯科衛生士の常勤の配置予定は考えておりません。

## 10. 地域の保健・医療

- ①保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。  
⇒保健師等は計画に基づき充足するよう確保しています。
- ②地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してく

ださい。

⇒当市には公立公的病院はありません。保健・医療・福祉に関する施策について、尾張東部圏域保健医療福祉推進会議等で協議しています。

③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

⇒独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策の予定はありません。

## **【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。**

### **1. 国に対する意見書**

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

### **2. 愛知県に対する意見書**

#### **(1)福祉医療制度**

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

#### **(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。**

#### **(3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援**

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください
- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

#### **(4)地域の医療介護**

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。
- ②地域医療介護総合確保基金の周知を行い、各市町村や事業所が活用できるようにしてください。

以上